

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月25日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県西条市明屋敷164番地	
氏 名 西条市役所	
西条市長 玉井 敏久	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0897565151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	西条市東予・丹原浄化センター
事業場の所在地	西条市三津屋742番地2
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電気・ガス・熱供給・水道業
② 事業の規模	日最大水処理能力：8,500 t / 日
③ 従業員数	7 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	余剰汚泥直接脱水 (事業所内) → 焼却→土木資材化 (セメント原料) (委託業者) コンポスト化 (肥料) (委託業者)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	下水道汚泥(余剰汚泥)	
	排 出 量	10538 t	t
	（これまでに実施した取組） 下水処理区域の拡大とともに、流入水量や汚泥発生量が増加しているが、適切な活性汚泥濃度の維持により、自己酸化(排出の抑制)を促進する。		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	下水道汚泥(余剰汚泥)	
	排 出 量	11000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後においても、適切な活性汚泥濃度の維持により、自己酸化(排出の抑制)を促進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行ふ産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	—	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	—	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥(余剰汚泥)	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	9741 t	t
	（これまでに実施した取組） 汚泥脱水機の運転条件の変更、最適な凝集剤の選定による含水率の改善（汚泥の減量化）を行ってきた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥(余剰汚泥)	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10200 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後においても、汚泥脱水機の運転条件の変更、最適な凝集剤の選定による含水率の改善（汚泥の減量化）に努め、高効率脱水機の本格的な運用により汚泥の減量化に努める。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（			5年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類			下水道汚泥(脱水汚泥)		
	全 処 理 委 託 量			797 t		t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			— t		t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量			797 t		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量			— t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			— t		t
	（これまでに実施した取組） U B E 三菱セメント(株)にて土木資材化(セメント原料) 住友大阪セメント(株)にて土木資材化(セメント原料) (株)日本有機四国にてコンポスト化（肥料）					

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥(脱水汚泥)	
	全処理委託量	800 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	t
	再生利用業者への 処理委託量	800 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 住友大阪セメント(株)にて土木資材化(セメント原料) (株)日本有機四国にてコンポスト化(肥料) 関西化工(株)にてコンポスト化(肥料)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(管理体制図)

【責任者：東予・丹原浄化センター所長(西条浄化センター兼務)】

- ＜役割＞・廃棄物処理方針の策定
- ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

【担当者：東予・丹原浄化センター係員(西条浄化センター兼務)】

- ＜役割＞・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
 - ・産業廃棄物処理施設の運転及び維持管理状況の把握
 - ・処理業者の選定及び管理、委託契約の締結
 - ・産業廃棄物管理票の交付及び管理
 - ・監督官庁への各種報告、委託業者に対する教育及び啓発等